

第6章

市民・事業者・行政が主体となって取り組む事業

1 市民・事業者・行政が主体となって取り組む事業の必要性

基本理念として定めた「だれもが安心して過ごせるまちづくり」の実現を図るため、市民、事業者、行政がバリアフリー化の趣旨を理解し、それぞれの役割を認識し、できることを実践する必要があります。また、それぞれが連携しながら、協働によるバリアフリー化の推進も必要となります。

本市は、比較的平坦な土地が多い利点を活かし、重点整備地区や整備促進地区を除く他の地区においても、同様な考え方をもって取り組むことによって、面的な整備をより一層推進することが可能となります。また、面的なハード整備には時間やコストを要することから長期的な視点をもって推進していく必要があります。

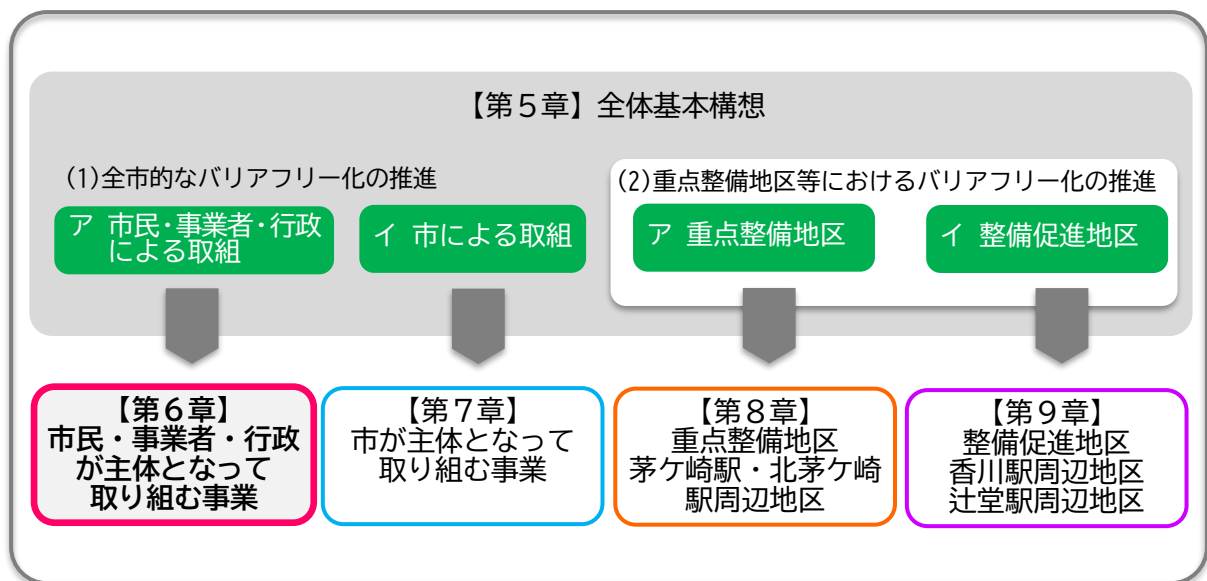


図 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の枠組み

2 市民・事業者・行政が主体となって取り組む事業

(1) 心のバリアフリーの推進

心のバリアフリーとは、道路や建物をバリアフリー化するだけでなく、市民一人ひとりが高齢者、障がい者等の移動や施設利用に制約のある方の困難を自らの問題として意識し、バリアをなくそうとすることです。障がいによって特性や困難なことは様々であり、車いす・杖の使用や盲導犬など移動や施設利用を支援するものが必要な方、聴覚障がい、精神障がい、発達障がいなど外見上わかりにくい方など、障がいには多様な特性があることを理解したうえで協力することが必要です。

バリアフリー法では、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性及び安全性向上の促進を図るためには、施設の整備（ハード）だけでなく、ソフト面での施策展開が必要であると定めています。

本市では、バリアフリー化の重要性や高齢者、障がい者等への理解促進など、心のバリアフリーの普及・啓発に向けて、市民の参加や協働・連携による取組の推進を強化します。また、重点整備地区内の施設管理者等に対して、より利用しやすい環境づくりの推進に協力いただけるよう取り組んでいきます。さらに、自転車利用が推進される社会の中で、より一層の自転車利用のルールの周知徹底に努めます。

心のバリアフリーの4つのポイント

理解する…様々な障がいのことや、困っていること、手助けの仕方について学ぶ等

マナー・ルールを守る…歩道に自転車をとめない、障がい者用の駐車場を利用しない等

ゆずる…優先席やエレベーター、バリアフリースイレで障がいのある人を優先する等

手伝う…困っている人に声をかけ、移動の手助けや案内をする等

図 心のバリアフリーの4つのポイント

また、本市では、だれもが支障なく情報の提供・入手・交流ができる社会を目指した“情報のバリアフリー”や、子育てのための安全・安心な環境を整備するために妊婦やベビーカー利用者に配慮した“子育てバリアフリー”、さらに自転車利用者のマナー向上に向けた取組についても、心のバリアフリーの推進の一環と捉え、市民の参加や協働・連携による取組を含めて積極的に推進します。



(2) 施設整備に伴うバリアフリー化の推進

全市的に施設のバリアフリー整備を進めるためには、各施設設置管理者*がバリアフリー法に基づく各移動等円滑化基準や、街づくり条例等、関連する法令や基準等に基づいて、バリアフリー化のために必要な措置を講ずるよう努めることが重要です。

そのため、重点整備地区外の施設や道路においても、各施設設置管理者は施設整備や改修等の事業機会を捉え、「第8章 3 重点整備地区の移動等円滑化に関する事項」で示すバリアフリー化に関する主な基準等や共通の配慮事項に留意したバリアフリー化整備を推進することで、全市的なバリアフリー環境の底上げを図ります。

なお、一体的なバリアフリー環境を整備するためには、事業者間の連携が必要不可欠です。バリアが生じやすい管理境界部においては、関係する事業者間で共通認識を持ち、連携を図りながらバリアフリー整備に取り組む必要があります。

■施設整備に伴うバリアフリー化の推進に関する事業

項目	事業内容
施設整備	市内で施設を新設または改修する場合は、本基本構想で示すバリアフリー化に関する主な基準等や共通の配慮事項に留意したバリアフリー化整備を行う。

(3) 公共サインの整備に伴うバリアフリー化の推進

公共サインは、本市に住む人や訪れた人に、まちや施設の案内をする役目を持っています。そこで、まちの情報を分かりやすく伝えるため、“ユニバーサルデザイン”や“バリアフリー”に配慮するとともに、多くの人に“茅ヶ崎のまちの魅力”を伝えるサインを計画するため、サイン計画に必要な3つの要素を基本方針として定め、公共サインガイドラインを策定しました。

■サイン計画の3つの要素

公共サインの計画にあたっては、「情報内容」、「表現様式」、「空間上の配置」に配慮します。

1 わかりやすく伝える(情報内容)

サインに掲出される内容を、多くの人が理解できるように、書体、文字の大きさ、図記号、多言語、色彩などに配慮します。

2 誰もが見やすい形で伝える(表現様式)

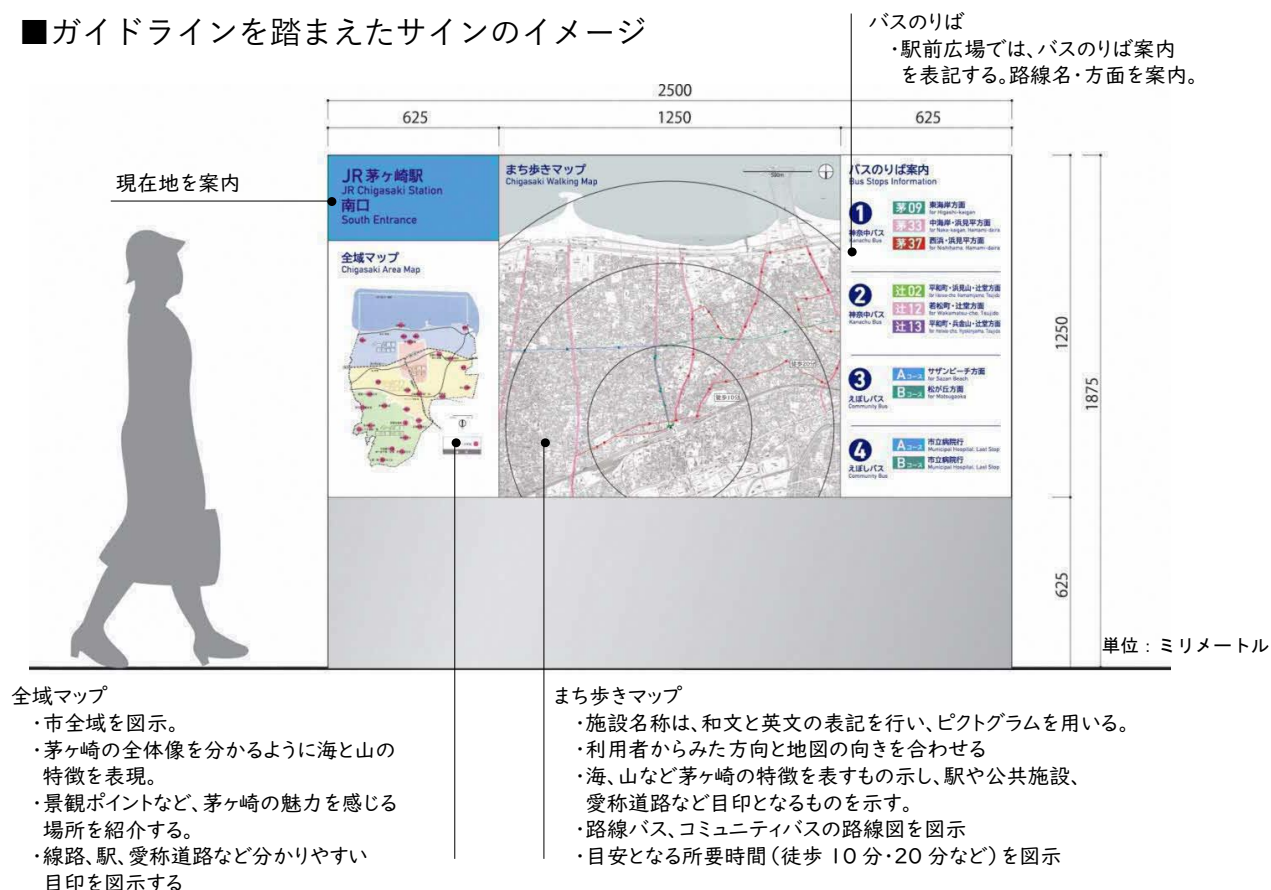
伝えたい情報を的確に伝えるため、不要な機能や装飾を抑えることを基本とします。また、施設などの位置を知らせるサイン、地図などを用いて周辺の情報を伝えるサインなど、目的に応じたサインを計画できるようにします。

さらに、「海」や「丘陵地」など、本市の魅力にあった公共サインを計画するための必要な事項を定めます。

3 情報を受け取りやすい場所に配置する(空間上の配置)

行動の起点や分岐点など情報を受け取りやすい場所に配置するため、鉄道駅やバス停など移動の起点となる場所や、市民に親しまれ、まちの骨格となっている愛称道路を軸にサインの設置を進めていきます。

■ガイドラインを踏まえたサインのイメージ



■公共サインの整備に伴うバリアフリー化の推進に関する事業

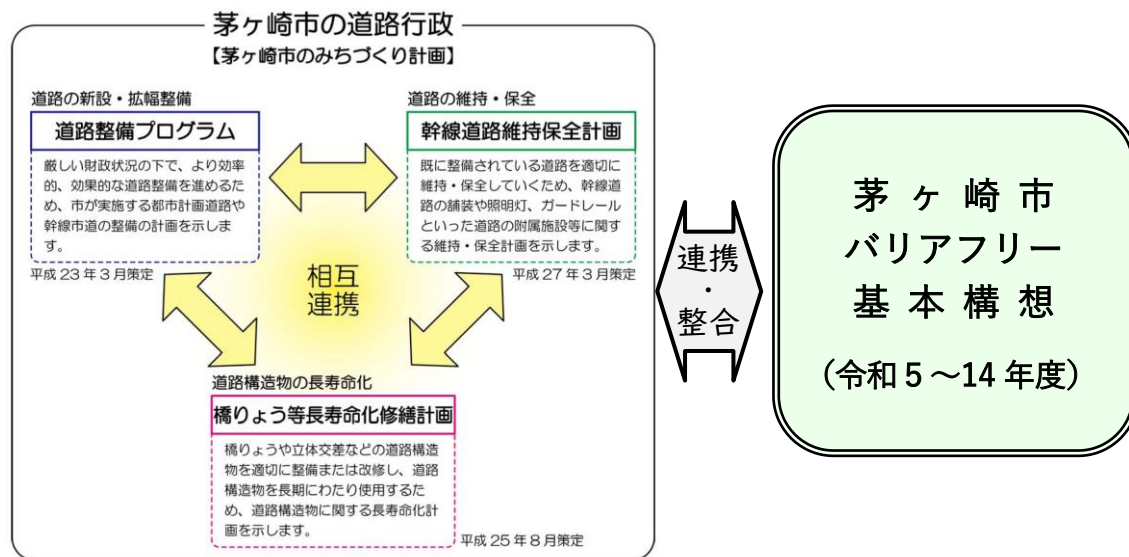
項目	事業内容
公共サイン	公共サインを新設または改修する場合は、茅ヶ崎市公共サインガイドラインに留意した整備を行う。

(4) 安全な歩行空間確保に伴うバリアフリー化の推進

市内には、十分な歩道幅員が確保されていない道路や歩道のない道路が未だ多くあります。このような道路では、歩道整備や改修等の事業機会を捉え、法令や基準等に適合する整備を進めることが望ましいですが、私有地との接続部分の調整や用地買収など構造面・費用面の課題が多く残ります。

本市では、道路の新設・拡幅整備等の道路整備を進めながら、道路の維持・保全、長寿命化を図っていく必要があります。これらは相互に連携しながら取り組むことが重要であることから、『茅ヶ崎市のみちづくり計画』として、道路整備プログラムや橋りょう等長寿命化修繕計画、幹線道路維持保全計画を位置づけました。

本基本構想では、上記の計画と連携・整合を図り、現状より安全な歩行空間の確保を目指して、道路管理者、交通管理者等が調整を図ること、歩車道の分離やカラー舗装化、自転車走行環境整備など、歩行者等の安全確保に努めることとします。



安全な歩行空間の確保

図 茅ヶ崎市のみちづくり計画との関係図【参考：茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画】

■安全な歩行空間確保に伴うバリアフリー化の推進に関する事業

項目	事業内容
安全な歩行空間の確保	歩道整備や改修等の事業機会を捉え、歩車道の分離やカラー舗装化、自転車走行環境整備など、歩行者等の安全確保を行う。